

1月24日(日)は 東海村議会議員一般選挙の投票日です



▼投票日当日の投票時間は **午前7時～午後6時**

【告示日(立候補届出受付日)】

■期 日 1月19日(火)
■時 間 午前8時30分～午後5時
■場 所 原子力視察研修室(役場行政棟5階)

【投票日と投票時間】

■投票日 1月24日(日)
■投票時間 午前7時～午後6時
■場 所 村内14か所の投票所

贈らない・求めない・受け取らない! 「三ない運動」で明るい選挙の推進を

政治家(立候補者、立候補予定者、現に公職にある方)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、選挙の有無にかかわらず、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。違反した場合、政治家ばかりでなく有権者も処罰の対象となります。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

【罰則をもって禁止される寄附の一例】

▽お歳暮やお年賀 ▽入学祝いや卒業祝い ▽病気の見舞い ▽結婚式の祝儀や葬儀の香典(候補者等本人が出席してその場で行う場合を除く) ▽落成式や開店祝いの花輪 ▽自治会行事等への寸志や飲食物の差し入れ ▽地域のお祭りや運動会等への差し入れ

「名簿登録地外(遠隔地)における不在者投票」をご利用ください

東海村の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に出張や旅行などで東海村以外の市区町村に滞在しているため投票に行くことができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で「不在者投票」を行うことができます。

■名簿登録地外における不在者投票を利用する場合の手続き

①「宣誓書(投票用紙等請求書)」の請求

村選挙管理委員会(役場行政棟3階)備え付け、または村公式ホームページからダウンロードした「宣誓書(投票用紙等請求書)」に必要事項を記入の上、村選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください(ファクシミリによる請求は不可)。請求に基づいて、村選挙管理委員会から、選挙人の滞在先に投票用紙等を郵送します。

②滞在先での不在者投票

届いた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票を行ってください。投票された投票用紙は、滞在先の市区町村選挙管理委員会から村選挙管理委員会へ送付されます。

■投票期間

1月20日(水)～23日(土)※滞在先の市区町村選挙管理委員会の執務時間等が異なる場合がありますので、必ず滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせください。

■その他

投票用紙の請求から、滞在先の市区町村選挙管理委員会での投票、村選挙管理委員会へ投票用紙が送付されるまで、日数を要します。名簿登録地外(遠隔地)における不在者投票を利用される場合は、早めに手続きをしてください。

【問い合わせ】東海村選挙管理委員会(総務課内 ☎282-1711 内線1313)